

高田門徒の高田顕智『聞書』の資料的価値

—醍醐本『法然上人伝記』をめぐって

板 敷 真 純

はじめに

醍醐本『法然上人伝記』(以下『醍醐本』)とは、真言宗醍醐寺に現存している法然(一一三三～一二二二)の伝記や法語をまとめたものである。この『醍醐本』は、大正六年(一九一七)に望月信亨氏により発見されたが、醍醐寺座主義演准后(二五五八～一六二六)の写本しか残っておらず、手本となった原本は見つかっていない¹。

その内容は従来「一期物語」といわれてきた部分、「十一問答」、「三心料簡事および法語」、「別伝記」、「御臨終日記」、「三昧発得記」の六編からなり、この『醍醐本』は、他の法然伝記にはみられない「三心料簡事および法語」などを載せている点や唯円の『歎異抄』に見られる悪人正機説に酷似した文章が見られることから、数ある法然伝記の中でも貴重な資料として扱われてきた³。『醍醐本』は別々に成り立した法然伝や法語をまとめたものと考えられているが、⁴六編の作者と編纂者については、明確になっていないのが現状であり、⁵現在でも議論が続けられている。

ここで注目すべきは、この『醍醐本』が初期の高田門徒の中で書写されている点である⁶。筆者は、高田門徒が書写した『醍醐本』の内容について別稿で論じ、初期真宗の中で解釈上の問題となった戒律や来迎などを理解する上で、『醍醐本』が重要な資料であることを明らかにした⁷。

先行研究では、永井隆正氏が『見聞』に注目し、『見聞』中の『醍醐本』書写の筆跡を親鸞(一一七三～一二六三)の門弟である高田顕智(?～一三二〇)とみなした上で、『醍醐本』と『見聞』の該当箇所と比較を行っている⁸。しかしその後の筆跡研究により顕智筆と考えられてきた『見聞』は、その筆跡から顕智の弟子である高田専空(一二九二～一三四三)であることが判明し⁹、永井氏の主張に誤りがあることが分かった。

つまり高田門徒が書写した『醍醐本』の断簡は二点が伝わっており、一点目の『聞書』は、顕智が記した書写断簡で、二点目は、高田門徒の要文集である『見聞』中に専空が記した書写断簡であった。永井氏は、『聞書』より『見聞』の方が古いと見なしていたが、¹⁰『見聞』

の一部が『聞書』の後に書写されたとも考えられることから、『聞書』と『見聞』の関係を改めて見直す必要が生じ、より早く成立したと考えられる『聞書』の書写断簡と『醍醐本』を比較し、再検討する必要がある。また本論では、顕智が書写の手法とした『醍醐本』の伝本を便宜上「顕智手本本」と称して論じる。

本論は、高田門徒の顕智が書写した『聞書』内の『醍醐本』の書写断簡に焦点をあて、義演准后が書写した『醍醐本』との相違点について論究を行う。これにより、『醍醐本』に書写された『聞書』の資料的価値を明らかにすることが出来、さらに高田門徒の実態を究明することが出来るようになる。

1 高田門徒書写断簡の比較と検討

1-1 『聞書』と『見聞』に見る『醍醐本』書写断簡の成立

はじめに『醍醐本』の書写が見られる顕智が記した『聞書』と専空の筆跡が見られる『見聞』の成立時期について、先行研究を確認していきたい。まず『聞書』は、高田専修寺三世の顕智が記した經典の要文集である。内容としては『大般涅槃経』や『往生要集』などの仏教思想全般の引用や戒律に関する諸文などが引用されており、本論で論究する『醍醐本』の断簡は『聞書』の最末尾に書写されている。成立年代は、末尾に「延慶第二西己初秋上旬六書写之畢」と記されていることから、¹¹ 顕智の『聞書』は、延慶二年（一三〇九）の顕智晩年の成立

であり、『聞書』、『見聞』、『抄出』などとともに、顕智の弟子であった専空に相承されたと考えられている。¹² 専空は翌年の延慶三年（一三〇〇）に専修寺四世を継承している。

次に『見聞』の成立について先行研究をもとに確認したい。『見聞』は、高田門徒の間で使用された共同の要文集である。その内容は浄土三部経や『教行信証』、『自然法爾御書』などの親鸞や浄土教と関係が深い引用のほか、親鸞が書写しなかった聖徳太子伝や戒律関係の諸文も見られる。本論で論究する『醍醐本』の断簡は『見聞』の始めに書写されている。

従来『見聞』は顕智筆とされてきたが、¹³ その後の筆跡研究により、高田門徒の顕智に加え、慶空、専空の筆跡があることが分かった。¹⁴ 特に『醍醐本』の筆跡は、その筆跡が専空が記した福井の法雲寺に現存する『五卷書』と同一であることから、専空が記したものと考えられている。¹⁵

ここで問題になるのは、専空の『醍醐本』の書写年代である。『聞書』は顕智の奥書があるため延慶二年（一三〇九）であることが分かるが、専空の『醍醐本』の書写は書写年代が不明である。また従来『聞書』は、先に成立した『見聞』をさらに整理したものと位置づけられてきた。¹⁶ しかし専空の『見聞』の筆跡が『聞書』や『抄出』の清書以降に書写されることが判明し、¹⁷ 編纂の過程が『見聞』から『聞書』への一方ではなく、『聞書』から『見聞』の書写も見られる

双方向であったことが分かった。このように『見聞』は複雑な背景によつて成立している。¹⁸

それでは専空は、『醍醐本』をいつ書写したのであろうか。新光晴氏は『見聞』中の冒頭の識語や『醍醐本』の引用のみは、専空が若い頃に記した固い筆跡と異なり、筆圧に柔らかさが増えられていることから、専空晩年の康永二年(一三四三)ごろの書写と主張している。¹⁹

新氏の主張する専空の筆跡年代については、今後も検討する必要があるが、少なくとも『見聞』中の『醍醐本』の書写が、専空の在世時代である康永二年(一三四三)までに書写されたことが推察出来る。つまり専空は、延慶二年(一三〇九)年に顕智から『聞書』、『見聞』、『抄出』の要文集を相承したが、²⁰その後相承した『見聞』には『醍醐本』が書写されていなかったため、晩年に改めて書写したということになる。

1-2 『聞書』と『見聞』の比較に基づく両者の関係

次に顕智の『聞書』と専空の『見聞』の比較を行いたい。『聞書』と『見聞』を比較すると、読み仮名や送り仮名が異なるものの、『醍醐本』本文の文字の相違はほぼ見られない。しかし本文中の返り点の符号に違いが見られる。²¹

この返り点の違いについて、最初に「三心料簡事および法語」の第十一條を見て行きたい。『聞書』では「不_レ憑_二智慧_一」²²として、「憑

ず」の返り点がレ点であるのに対して、『見聞』では「不_レ憑_二智慧_一」とし、返り点が三点になっており、返り点の符号が異なっている。

同じような返り点の符号の相違は、「十一問答」の第四問答や「三昧発得記」序文中にも見ることが出来る。「十一問答」では『聞書』が「令_レ有_二品位_一之差別_二」と記しているのに対して、『見聞』では「令_レ有_二品位_一之差別_二」と記されており、『聞書』で、三点であった返り点が『見聞』では、レ点となっている。また「三昧発得記」では、『聞書』が「即_チ被_レ送_二本所_一」と記しているのに対して、『見聞』では「即_チ被_レ送_二本所_一」と記されているほか、同じ「三昧発得記」中では「不_レ記_二其旨_一」と記しているなど、返り点の符号に違いが見られる。

さらに「十一問答」第十問答では、『聞書』が「源空_ハ雖_モ非_中可_レ参_ル殿上_ニ器量_上」と記して上中下点とレ点_二が記されているのに対して、『見聞』では「源空_ハ雖_モ非_下可_レ参_ル殿上_ニ器量_上」として、上下点とレ点_二が記されており、ここでも返り点の符号が異なっている。

注目すべきは三点符号の表記の仕方にも特徴が見られる点で、『聞書』が「」と記しているのに対して、専空の『見聞』では「」と記されている。²²『聞書』と『見聞』の『醍醐本』の書写は、その書写筆跡から、二つの書写が別人であると考えられてきたが、²³返り点の符号の表記からも、『醍醐本』の書写が別人であることを示して

いる。

それでは専空は、「顕智手本本」と『聞書』のどちらを見て書写したのだろうか。義演准后が書写した『醍醐本』の「三昧発得記」は、法然に対して「上人」と記しているが、『聞書』と『見聞』には、どちらも「聖人」と記している点を確認出来る。先行研究では、法然に対する尊称を「聖人」としているのは、親鸞や親鸞の門下だけであると考えられ、この箇所は、「顕智手本本」には「上人」と記されていたことが推察出来る。²⁴このため、先に成立した顕智の『聞書』の『醍醐本』の「三昧発得記」には、すでに「聖人」と記されており、専空は顕智の『聞書』を見て、『見聞』に『醍醐本』を書写したと推察する。顕智の法然に対する尊称の修正の詳細については、三章で論究を行う。

このように『聞書』と『見聞』の醍醐本の書写を比較すると、『醍醐本』中の本文の相違はほとんど見られない。しかし文中の返り点の符号の表記に違いが見られ、特にレ点と三点の符号の表記に相違が見られる。これらは『醍醐本』の書写が別人であることを裏付けるものと考えられる。

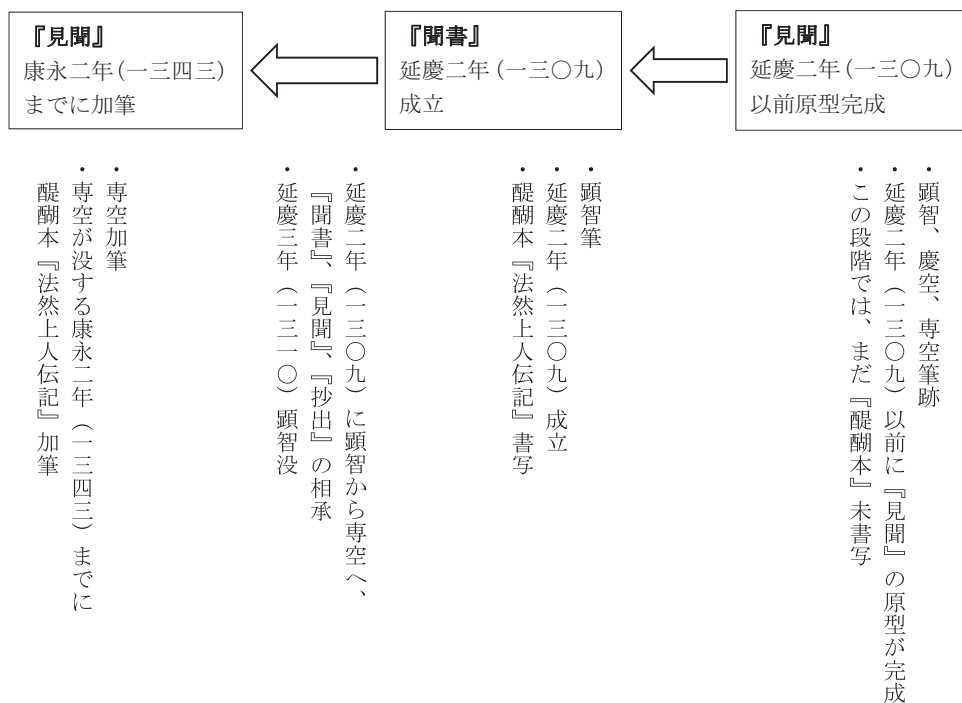


図1 『聞書』、『見聞』に見る『醍醐本』の書写断片の変遷

2 『醍醐本』と高田顕智『聞書』の比較

次に『醍醐本』と顕智の『聞書』内の書写断簡を比較し、その相違点を見て行きたい。第一章で検討したように、『聞書』と『見聞』の本文は、ほぼ同一であることから、『醍醐本』との比較では、成立年代が早いと考えられている『聞書』を用いて『醍醐本』との比較を行う。『醍醐本』と『聞書』内の書写断簡は線を引いて、その相違を示した。

① 『醍醐本』「二期物語」第十二話

『醍醐本』

『聞書』

或時間云人多勤持齋此条如何。 一 或時間人多勤持齋此条如何。答僧尼食作法、尤可然也。 如何。答僧尼食作法、尤可然也。世機已衰食已減、以此分際、一食也。 雖三然、當世機已衰食已減、以此分際、一食者、心偏思、提心經云、食不妨菩提心、心能食事、念佛、心不三靜、菩提心經妨菩提、其上、自身可相計也。云、食不妨菩提、其上、自身可相計也。

② 『醍醐本』「三心料簡事および法語」第十條

『醍醐本』

『聞書』

一 法攝万機事
第十八願云十方衆生、无漏、十方之衆生、我願内、込、十方也。(中略)
一 法攝二万機事
第十八願云三十方衆生、无漏、二十方之衆生、我願内、込、二十方也。

③ 『醍醐本』「三心料簡事および法語」第十一條

『醍醐本』

『聞書』

一无智為本事 一 无智為本事
云、聖道門、極智惠、離生死、淨土門、還愚癡、生極樂。 所以趣聖道門之時、瑩智惠、守禁戒、淨、心性、以為三宗。 然、入淨土門、之日、不憑智惠、不護戒行、不調心器、只云、無甲斐成無智者、憑本願、願往生也。(中略)
云、聖道門、極智惠、離生死、淨土門、還愚癡、生極樂。 所以趣聖道門之時、瑩智慧、守禁戒、以淨、心性、為三宗。 入淨土門之日、不憑二智慧、不レ調心器、只云、無二甲斐成、無智者、憑三本願力、願往生也。

④ 『醍醐本』「三心料簡事および法語」第二十三條

『醍醐本』

『聞書』

一本願成就事 一 本願成就事

念仏ハ我所作也、往生ハ仏所作也。
往生ハ仏御力ニテセシメ給物ヲ、我心ニ
トカクセムト思ハ自力也。唯須下
待ツ中付タル稱名ニ之来迎上。³¹

念仏ハ我所作也、往生ハ仏所作也。
往生ハ仏御力ヲニテセシメ給フ物ヲ
我心ニトトカクセムト思フハ自
力也。唯須下待ヘシ中付タル稱名ニ之
来迎上。³²

⑤ 『醍醐本』 「三心料簡事および法語」第二十四条

『醍醐本』

一 礼讚ノ若能如上念々相続事
往生要集ニハ指ニ三三心五念四修ヲ
如上也。依之云ハレ之三心五念四
修ノ中明正助ニ行ヲ、指之云念々
相續一也。³³

『聞書』

一 礼讚ノ若能如上念念相続事
往生要集ニハ指ニ三三心五念四修ヲ
云ニ如上一也。依レ之云ニ之三
心五念四修ノ中明正助ニ行ヲ、
指レ之云ニ念々相続一也。³⁴

⑥ 『醍醐本』 「十一問答」第四問答

『醍醐本』

四問云極楽有九品差別事、可為
弥陀ハ本願稱歟。答云、極楽九
品者、非弥陀本願一、更无四十八
願中一、是釋尊巧言也。若說三
善人惡人生三所ニ者、惡業者者可

『聞書』

一 問云極楽有九品差別
事、可レ為ニ彌陀ハ本願稱候歟。
答云極楽九品者、非ニ彌陀ハ本願一、
更ニ无ニ四十八願中一、是釋尊
巧言也。若說ニ善人惡人生三

起等慢心故、令有品位之差別。
說善人進上品一惡人下中々品上
也。急參テ可見一。³⁵ (中略)

⑦ 『醍醐本』 「三昧發得記」序文

『醍醐本』

又上人在生之時、發得稱三昧常
見淨土、依正一、以自筆之、勢至
房傳之。上人往生之後、明遍僧
都尋之、加一見流隨喜涙、即被
送本處。當時聊雖聞及此由一、
未見本一者不記其旨一。後得彼記
寫之。御生季當六十六一。³⁷ (中略)

『聞書』

一 法然聖人三昧發得記
聖人御在生之時、發得シテ口稱三
昧ニ常見ニ淨土依正一、以ニ自
筆一記ニ之一、勢觀坊傳ニ之ヲ
。聖人往生之後、明遍僧都尋ニ
之ヲ、加一見流ニ隨喜涙一、
即被レ送ニ本所一。當初聊雖モ
聞ニ及ニ此由一、未レサレ見ニ本一者
不レ記ニ其旨一。後得ニ彼記一
寫ニ之一。御生年當ニ六十六一。³⁸

⑧ 『醍醐本』 「十一問答」第十問答

『醍醐本』

『聞書』

所ニ者、惡業者可レ起ス等慢心一
故、令テ有ニ二品位一之差別一。
說下善人進ニ上品一惡人下中下
品上也。急參テ可見一。³⁶

十問云、自力他力申事、何様可
 得心候乎。答云、源空雖非可參
 殿上機量、自上召者二度參殿
 上。此非我可參之式、上御力也。
 何況阿弥陀仏御力、酬称名願來
 迎事、有何不審。自身罪重、
 无智者、云何不可疑遂往生。

(中略)³⁹

一 問云自力他力申事、何様
 可レ得心候乎。答源空雖非可
 可レ參殿上一器量上、自レ上
 召者一度參殿上。此非
 我可レ參之式、上御力也。
 何況阿彌陀佛御力、酬ニ称名
 願ニ來迎事、有何不審。
 自身罪重、無智者、云
 何不可レ疑遂ニ往生。

⑨ 『醍醐本』 「三心料簡事および法語」 第六条

『醍醐本』

一 善悪機事

念仏申者、只生付マ、ニテ申
 ヘシ。善人乍善人、悪人乍悪
 人、本マ、ニテ申スヘシ。此
 入念仏之故、始持戒破戒ナニ
 クレト云ヘカラス。只本鉢アリ
 ノマ、ニテ申ヘシト。

『聞書』

一 善悪機事

念仏申者、只生付マ、ニテ申ヘ
 シ。善人ハ乍善人、悪人ハ乍
 人、本ノマ、ニテ申ヘシ。此
 入念仏之故、始持戒破戒ナ
 ニクレトイフヘカラス。只本鉢
 アリノマ、ニテ申ヘシト。

⑩ 『醍醐本』 「三心料簡事および法語」 第七条

『醍醐本』

一、悪機一人置此機往生
 謂タル道理ナリケルト知程習タル
 ヲ浄土宗善学タル云也。此宗悪
 人為手本善人攝也、聖道門
 善人為手本悪人攝也。

『聞書』

一 悪機一人置此機往生
 謂道理知程習タルヨク
 学云也。此宗悪人為手本
 善人攝也。聖道門善人為手
 本悪人攝也。

3 『醍醐本』と顕智『聞書』の相違点の検討

3-1 文字の相違

まず『醍醐本』と『聞書』の比較から、その相違を見ていきたい。
 もともと義演准后が書写した『醍醐本』は、誤字や脱字も多く、資料
 的に問題点があるといわれてきた。⁴⁵ このため義演准后の『醍醐本』以
 前の鎌倉時代に書写された『聞書』内の書写断簡との比較により、
 『醍醐本』の誤字を正すことが出来ると考える。ここでは義演准后の
 『醍醐本』と顕智の『聞書』の書写断簡を用いて、その相違点を検討
 していきたい。

『醍醐本』と『聞書』を比較すると、多数の相違点が見られる。⁴⁶ こ
 こでは特に文字の相違によって、本文の内容が異なってしまう部分を
 見て行きたい。

まず⑦では『醍醐本』が「勢至房」と記しているのに対して、『聞
 書』では「勢観坊」と記している。ここである勢観房は、勢観房源智

(一一八三〜一二三八) のことで、法然の有力な弟子の一人である。

特に「三昧発得記」の末尾には源智が「三昧発得記」を秘蔵していたことが記されているなど、⁴⁷「三昧発得記」と非常に関係が深い。この「三昧発得記」に相当する法然の法語は、親鸞の『西方指南抄』、了慧の『拾遺漢語灯録』、『法然上人伝記』(九卷伝) などがあるが、⑦の「上人在生之時」から始まる「三昧発得記」の序文と同一の文章は『醍醐本』、『聞書』、『見聞』の三例のみしか現存しておらず、他の法然伝と比較することが出来ない。この『醍醐本』の「勢至房」の文について先行研究では、『醍醐本』の誤字と指摘している。⁴⁸ 勢観房が「三昧発得記」を秘蔵していたという記述からも、この相違は、顕智が記した「観」の字が正しく、『醍醐本』の誤字と考えられる。

次に⑥では『醍醐本』が「可為彌陀本願称歎」としているのに対して、『聞書』の書写断簡では「可^ッレ為^{タル}彌陀本願^ハ構候歎」になっており、『醍醐本』で「称」であったところが『聞書』では「構」となっている。この法然の法話は、同内容の書写本が伝わっているため、以下に他の写本を見ていきたい。

⑪親鸞『西方指南抄』

問。極楽に九品の差別の候事は、阿弥陀佛のかまへたまへる事にて候やらむ。

答。極楽の九品は、弥陀の本願にあらず、四十八願の中になし、

これは釋尊の巧言なり。⁴⁹

⑫了恵『和語灯録』

問曰 極楽に九品の差別の候事は 阿彌陀ほとけのかまへさせ給へる事にて候やらむ

答。極楽の九品は彌陀の本願にあらず 四十八願の中にもなし。これは釋尊の巧言也⁵⁰

このように康元元年(一二五六)に書写された親鸞の『西方指南抄』では「かまへたまへる」とし、文永十一年(一二七四)に記された了恵の『和語灯録』でも「かまへさせ給へる」とあり、どちらも「構」の意味をとっている。また先行研究でも「構」の誤字であることが指摘されている。⁵¹ 本文の意味も「称」では通じにくいいため、この相違は、『聞書』の「構」の字が正しく、『醍醐本』の「称」は誤字であると考えられる。これら二例により、『聞書』の記述から『醍醐本』の誤字を裏付けることが出来る⁵²ことが分かる。

次に③を見て行きたい。『醍醐本』では「憑^テ本願^ヲ願往生」としているのに対して、『聞書』の書写断簡では、「憑^テ本願力^ヲ願往生」としており、「本願」と「本願力」という相違が見られる。この相違は、本願も本願力もどちらも意味として通じる文章であり、どちらが正しいのかは判断が難しい。このような③のような聖道門と浄土門の

差異を説く同内容の法語は、親鸞の『西方指南抄』『浄土宗大意』や了慧の『和語灯録』『諸人伝説の詞』など多数の法然伝に見ることが出来るが、この「三心料簡事」は、他に写本が現存しておらず、最後の「本願力を憑んで往生を願う」という同一の文を見ることが出来ない。

最後に問題である①の相違を見て行きたい。①は『醍醐本』が「當世機已衰食已減」としているのに対し、『聞書』では「當世機已衰食已減」とし、「減」が「減」となっている。⁵²この①に相当する同内容の法然の法語は、多数伝わっている。以下に見て行きたい。

⑬了恵『和語灯録』『諸人伝説の詞』

ある時間ていはく 人おほく持齋をす、む この條いかん答ての給はく 尼法師の食の作法は もともしかるへしといへとも 當世は機すてにおとるへたり 食すでに減したり⁵³

⑭了恵『拾遺漢語灯録』

或時間人多勸持齋 此条如何答云尼法師作法尤可然也雖然當世機已衰食已減⁵⁴

⑮『法然上人伝記』(九卷伝)

又或人問奉て云。人多く持齋を勸侍り。何様に存べく候やらん

と。上人曰く。尼法師の食の作法は尤可然。但當世は機已におとるへ。食又減せり。⁵⁵

まず文永十一年(一二七四)に成立した了恵の『和語灯録』と永仁年間から正安年間(一二九三～一三〇二)に成立されたと考えられている『拾遺漢語灯録』では、どちらも「減」の字が記されている。さらに正和元年(一一三二)に記された「法然上人伝記」(九卷伝)でも「減」の字が用いられている点が見られる。注目すべきは、他の法然伝がすべて「減」とし、『聞書』のみが「減」と記している点である。しかしこの相違に顕智の意図があったか、「顕智手本本」がもともと「減」と記していたのかは、現在の資料では判断が出来ない。

このように『醍醐本』と『聞書』の文字の相違には、他の法然伝と比較が難しく、判断が出来ない箇所もあるが、『聞書』の記述から『醍醐本』の誤字を正すことが出来るなど、顕智の『聞書』に資料的価値があることが確認出来る。

3-2 法然に対する尊称の相違

次に法然に対する尊称の相違について先行研究をもとに確認していきたい。⑦の「三昧発得記」は、法然が三昧を得るまでの動向を記録したものの序文にあたる。この⑦中のはじめの部分では、『醍醐本』が「又上人在生之時」と記しているのに対して、『聞書』では、「聖人

御在生之時」と記されており、さらに直前に「一 法然聖人三昧發得記」の文も加えられているなどの相違が見られる。⁵⁷このように『醍醐本』と『聞書』では、法然に対する尊称が「上人」と「聖人」で違いが見られ、「在生」の前に「御」が加えられ、「聖人御在生之時」と記されているなど、より法然に対する敬意を表す文字が使われている。また『醍醐本』では法然に対しての尊称を「上人」で統一しており、「聖人」の尊称は用いていない。⁵⁸

この「三昧發得記」の記述について、親鸞は、顕智が記した「三昧發得記」の直後にあたる「建久九年正月一日記」を『西方指南抄』中に書き写している。以下に親鸞が記した「建久九年正月一日記」の冒頭部分を見て行きたい。

⑩『西方指南抄』「建久九年正月一日記」

聖人御在生之時記註之 外見におよはされ秘藏すへしと。

御生年六十有丑年也。

建久九年正月一日記⁵⁹

この「建久九年正月一日記」は、法然が観想を行い、三昧を發得するまでを記したものであるが、ここで親鸞は冒頭で「聖人御在生之時」と記していることが確認出来る。このような表現は、顕智が書き写した『醍醐本』「三昧發得記」の「聖人御在生之時」と酷似している。こ

の「建久九年正月一日記」に相当する法然伝は、了慧の『拾遺漢語灯録』や「法然上人伝記」（九卷伝）、『拾遺漢語灯録』「大徳寺本」に見ることが出来るが、法然を聖人という尊称で記している写本は、『西方指南抄』、『聞書』、『見聞』の三例のみである。⁶⁰

永井氏はこの問題について、顕智が『西方指南抄』に合わせたのか、親鸞の『西方指南抄』と『聞書』が手本とした「顕智手本本」の原本が「聖人」であったのかは、結論を出すことは出来ないとしている。⁶¹以下にこの点について、親鸞の法然に対する尊称と顕智の『聞書』の記述を確認しながら再検討をしていきたい。

もともと顕智の師である親鸞は、法然に対する尊称として「聖人」を使用しており、他の法然門下に見られない特徴の一つとなっている。⁶²たとえば元仁元年（一二二四）に成立したと考えられる比較的成立の早い『教行信証』には、「本師源空聖人」の文が見え、⁶³宝治二年（一二四八）に記された『浄土高僧和讃』では「源空聖人」と記されている。⁶⁴法然の言行を記した『西方指南抄』でも同様で「法然聖人御説法事」や「法然聖人御夢想記」⁶⁵という題が記されている。このような親鸞の法然に対する尊称は、『西方指南抄』の成立にも密接に関わる問題で、親鸞編述説を支える一つの根拠となっている。⁶⁷

また親鸞は、この『西方指南抄』を康元元年（一二五六）から翌年にかけて記しているが、その後康元二年（一二五七）ごろ高田門徒の真仏が最初の五巻を書写し、⁶⁸その弟子の顕智が徳治二年（一二三〇七）

に最後の一卷を書写していることが分かっている。⁶⁹

これらのことから、顕智は『醍醐本』『三昧發得記』を書写する時、高田門徒が所持していた『西方指南抄』などの親鸞の著作を確認しており、その際親鸞の法然に対する尊称が「聖人」であったため、『醍醐本』『三昧發得記』の「上人」を「聖人」へと改めたと考えられる。

次に顕智が『見聞』内に書写した「御入滅之日記事」を見て行きたい。

⑰ 『見聞』「御入滅之日記事」

源信和尚 六月十日

永観律師 十一月二十九日

源空上人 正月二十五日
御年六十五

信空法師 九月九日

隆寛律師 六月十六日
御年八十

聖覚法印 三月十五日
御年五十

親鸞法師 十一月二十八日
御年九十八

真仏法師 三月十五日
御年五十

この「御入滅日記事」は、釈迦如来から始まるインド、中国、日本の祖師や浄土教の祖師の入滅日時を記したもので、計二十六人が記されており、最後に親鸞と高田門徒の真仏の入滅日時が記録されている。成立年代について小山正文氏は、「御入滅之日記事」と同様の内容が顕智の『聞書』内に見られ、『見聞』から『聞書』への修正が見られる点から、『見聞』が先に記され、その清書として『聞書』が記され

たと記している。⁷¹

ここで注目すべきは、最初に『見聞』で法然の尊称を「上人」と書き、線を引いて「聖」の字に修正している点である。このように顕智は、法然に対する尊称として親鸞も用いていた「聖人」の字を用いるべきであると考えていたことが分かる。⁷² この修正から、『聞書』には、顕智が親鸞の法然に対する尊称を継承しようとしたとする資料的価値を見ることが出来、顕智の親鸞に対する強い敬慕の念が窺える。

おわりに

以上、『聞書』と『見聞』の比較を前提に、『醍醐本』と顕智の『聞書』の書写断簡を比較検討した結果以下のことになった。

① 『醍醐本』と『聞書』の書写断簡を比較すると、相違点が大きく二点に分けられる。一点目は「文字の相違」であり、二点目は「法然に対する尊称の相違」である。一点目は、義演准后が書写した『醍醐本』と『醍醐本』より先に成立した『聞書』を比較することで、義演准后が書写した『醍醐本』の誤字を指摘することが出来た。これらは先行研究でいわれた誤字の校異を裏付けるものである。これにより『聞書』には、『醍醐本』の原形を正すことが出来る資料的価値があることが分かった。

②二点目は、『醍醐本』と『聞書』では、法然に対する尊称が「上人」と「聖人」で違いが見られる点である。法然に対する尊称は、すでに親鸞が「聖人」と記している点が確認出来、また『西方指南抄』などの親鸞の著作やその写本を高田門徒が所持していたことがわかっている。これらは顕智が親鸞の法然に対する尊称を継承しようとした結果、「上人」から「聖人」へと修正したものと考えられる。このように『聞書』には、顕智の親鸞に対する強い敬慕の念が見られ、顕智の親鸞に対する姿勢を理解する上で、重要な資料的価値があることが分かる。

以上のように両者の比較によって、資料的価値を明らかにした。また後の真宗の門徒の著作の中には、『醍醐本』に似た法然遺文があることが論究されている。⁷³ 顕智の『聞書』との関係やその流通については、今後の課題としたい。

注

- 1 望月信亨「醍醐本法然上人伝記に就て」(『仏書研究』三七号、一九一八年)二〇五頁。
望月信亨「醍醐本法然上人伝記に就て(二)」(『仏書研究』三八号、一九一九年)一〇五頁。
また『醍醐本』に関する先行研究は以下の通り。
三田全信「醍醐本法然上人伝」と『源空聖人私日記』の比較研

究」(『仏教大学研究紀要』五八号、一九五八年)六七〇八八頁。

梶村昇「醍醐本『法然上人伝記』の筆者について」(『浄土学』三〇号、一九七七年)五五〇五五六八頁。

伊藤唯真「法然上人伝記」(醍醐本)の成立史的考察」(『浄土宗典籍研究、研究篇』(同朋舎、一九八八年)二六七〇二七八頁)。

坪井俊映「醍醐本『法然上人伝記』所収『三心料簡事』」(『浄土宗典籍研究、研究篇』四三三〇四六〇頁)。

中井真孝「醍醐本『法然上人伝記』の「別伝記」について」(『浄土宗典籍研究、研究篇』五三三〇五五四頁)。

中野正明「醍醐本『法然上人伝記』所載「御臨終日記」の成立過程について」(『浄土宗典籍研究、研究篇』五五五〇五九七頁)。

丸山博正「法然上人の法語と醍醐本」(『浄土宗典籍研究、研究篇』四六一〇四九〇頁)。

永井隆正「醍醐本『法然上人伝記』について」(『浄土宗学研究』、二〇〇〇年)二六号、一三六〇一三七頁。

廣川堯敏「醍醐本『法然上人伝記』「三心料簡事」偽撰説の問題点」(『日本浄土教の形成と展開』、二〇〇四年)一九三〇三三六頁。

伊藤真昭「醍醐本『法然上人伝記』の成立と伝来について—なぜ醍醐寺に伝わったのか—」(『仏教文化研究』、二〇〇九年)五三三〇三九〇三四頁。

善裕昭「醍醐本『法然上人伝記』の成立をめぐる—曾田・伊藤説の検討—」(『仏教文化研究』、二〇一四年)五八号、一〇一五〇二頁。

2 「二期物語」の成立に関する先行研究は、以下の論文が詳しい。
伊藤真昭前掲、三九〇三四頁。

- 3 坪井俊映前掲、四三三～四六〇頁。
- 4 野村恒道「醍醐本研究に関する回顧と展望」『浄土宗典籍研究、研究篇』六三九～六四四頁。
- 5 野村恒道前掲、六二一～六三六頁。
- 6 顕智たちが書写した法然の法語の書写断簡は、『醍醐本』以外にも類似する内容が他の法然の法語にみられるものの、当時の他の法然伝記には見られない。「三心料簡事および法語」が引用されていることや、先行研究において高田門徒の書写断簡は、『醍醐本』として用いられているので、本論文でも高田門徒の法然伝記の書写断簡は、『醍醐本』として用いることとする。
- 7 安藤章仁解説『聞書』『影印高田古典』巻三、六四一頁。
永井隆生前掲六～九頁。
- 8 この論文は『印度學佛教學研究』第六六卷、第二号に「醍醐本『法然上人伝記』の書写断簡に見る高田門徒の思想的特徴」という題で、二〇一九年三月に刊行予定である。
- 9 永井隆生前掲、六～九頁。
- 10 新光晴解説『見聞』『影印高田古典』巻三、六六五～六六七頁。
また顕智も自身の要文集である『聞書』に『醍醐本』の断簡を書写していることが分かっている。
- 11 安藤章仁前掲、六三九頁。
- 12 永井隆生前掲、一七頁。
- 13 『聞書』『影印高田古典』巻三、二四三頁。
- 14 安藤章仁前掲、六四八頁。
- 15 生桑完明『親鸞聖人撰述の研究』（法藏館、一九七〇年）三三五～三三六頁。
- 16 平松令三「見聞解説」〔高田学報〕、一九七一年）第六十三号、五十六頁。
- 17 新光晴前掲、六六四～六六七頁。
- 18 新光晴前掲、六六八頁。
- 19 生桑完明前掲、三三五～三三六頁。
- 20 新光晴前掲、六六四～六六五頁。
- 21 新光晴前掲、六六四～六六五頁。
- 22 新氏は、『見聞』の識語の成立について、以下のように述べている。
「専修寺藏の『涅槃經云』は冊子の後半に「正和元年（一一三二）辛子 七月十六日（省略）の日付が書かれているが、この日付を『涅槃經云』の書写年と見れば、その筆跡は『見聞』の識語日付とは時期が隔たっているように思える。この識語や巻頭の法然上人伝記からの引文の筆跡の方が運筆に柔らかさが加わっているようで、『涅槃經云』の日付の二年前である、延慶三（一一三二）年前後に書かれた識語ではなく、おそらく専空上人示寂の康永二（一一三三）年ころに第五の定専上人に付属された時に書かれたものと考えられる。」
- 23 新光晴前掲、六六五～六六七頁。
- 24 新光晴氏は、『醍醐本』の書写の比較について、『聞書』が「機」の字体を記しているのに対して、『見聞』では機の異体字を用いている点を確認出来るとし、『聞書』と『見聞』とは別の共通の書き本があったことを推察している。この点については、『見聞』や『涅槃經云』などの他の専空の「機」の異体字を確認する必要がある。今後の課題としたい。
- 25 『見聞』『高田古典』巻三、二八〇頁、二八六頁。
- 26 新光晴前掲、六六二頁。
- 27 『見聞』全体の返り点の打ち方については、以下を参照。
- 28 新光晴前掲、六六二～六六三頁。
- 29 新光晴前掲、六五八頁。
- 30 靈山勝海『西方指南抄論』、（永田文昌堂、一九九三年）一二九頁。
- 31 『浄土宗典籍研究』（資料編）、一五七頁。
- 32 『聞書』『影印高田古典』巻三、二五四頁。
- 33 『浄土宗典籍研究』（資料編）、一九八頁。

- 28 『聞書』『影印高田古典』巻三、二五四～二五五頁。
 29 『浄土宗典籍研究』〈資料編〉、一九九頁。
 30 『聞書』『影印高田古典』巻三、二五五～二五六頁。
 31 『浄土宗典籍研究』〈資料編〉、二一〇～二一一頁。
 32 『聞書』『影印高田古典』巻三、二五六頁。
 33 『浄土宗典籍研究』〈資料編〉、二一一頁。
 34 『聞書』『影印高田古典』巻三、二五七頁。
 35 『浄土宗典籍研究』〈資料編〉、一七四～一七五頁。
 36 『聞書』『影印高田古典』巻三、二五七～二五八頁。
 37 『浄土宗典籍研究』〈資料編〉、二三〇～二三二頁。
 38 『聞書』『影印高田古典』巻三、二五八～二五九頁。
 39 『浄土宗典籍研究』〈資料編〉、一八一～一八三頁。
 40 『聞書』『影印高田古典』巻三、二五九頁。
 41 『浄土宗典籍研究』〈資料編〉、一九六～一九七頁。
 42 『聞書』『影印高田古典』巻三、二六〇～二六一頁。
 43 『浄土宗典籍研究』〈資料編〉、一九六～一九七頁。
 44 『聞書』『影印高田古典』巻三、二六一頁。
 45 三田全信『成立史的法然上人諸伝の研究』(光念寺出版部、一九六六年)二二頁。
 46 『醍醐本』と『聞書』の細かい相違点は以下の通り。
 まず⑦では『醍醐本』が「本処」と記しているのに対して『聞書』では「本所」と記している点や『醍醐本』では「当時」と記しているのに対して『聞書』では「当初」と記しているように、これらは同様の意味ではあるものの、表現が異なっている点を見ることが出来る。
 また⑨では、『醍醐本』が『醍醐本』は「ナニクレト云ヘカラス」と記しているのに対して、『聞書』では「ナニクレトイフヘカラス」と記しており、『醍醐本』の方は、「フ」の字が抜けているため、義演准後の書写上の間違いであると考えられる。
 最後に③では、『醍醐本』が「登智恵守禁戒^ツ、浄^{ムル}ニ心性^ツ以^テ為^ス
- 宗^ト然^ル入^ル浄^ム土^ニ門^ニ之日不^レ憑^ズ智^ツ慧^ヲ」記しているのに対して『聞書』では、「登^ル智^ツ慧^ヲ守^リ禁^ム戒^ニ、以^テ浄^ムニ心性^ツ為^ス宗^ト。入^ル浄^ム土^ニ門^ニ之日不^レ憑^ズ二智^ツ慧^ヲ一」という本文の「以」の位置が異なっているほか、『醍醐本』にある「然」が『聞書』では記されていない。この③は他の法然伝に見ることが出来ない特異な文章である。
 47 『醍醐本』の「三昧発得記」の末尾には、以下のように記されている。
 「此三昧発得記年来之間勢觀房秘藏して披露せず。」(『浄土宗典籍研究』〈資料編〉、二三七頁)。
 48 望月信亨氏は、自身の『醍醐本』の校異の中で「至恐観誤」と記し、『醍醐本』の誤記と推測しており、『法然上人傳記附一期物語』法然上人秘傳では、同様に「(観力)」と校異が記されている。また伊藤唯真氏も、「勢至房」は「勢觀房」の誤りと見なしている。
 黒田真洞 望月信亨『法然上人全集』五版(宗粹社、一九〇六年)、(追加二十五)頁。
 49 『法然上人傳記附一期物語』法然上人秘傳(『仏教古典叢書』、大正十二年中外出版刊行の複製)国書刊行会、一九八四年)、三十六頁。
 伊藤唯真前掲、二七二頁。
 50 『定本 親鸞聖人全集』巻五、二八〇頁。
 51 『黒谷上人語燈録(和語)』龍谷大学善本叢書十五、三〇四頁。
 望月氏の校異では「随恐構誤」と記され、「構」の誤字であること指摘している。また『法然上人傳記附一期物語』法然上人秘傳では、同様に「(構力)」と校異が記されている。
 黒田真洞 望月信亨『法然上人全集』前掲(追加十一)頁。
 52 『法然上人傳記附一期物語』法然上人秘傳前掲、十六頁。
 『昭和重修法然上人全集』では、「機已衰機已滅」と記しているが、定本である『醍醐本』には、「滅」と記されており、『昭和重修法然上人全集』で用いているその他の対校本にも「滅」の字は見られないため、『昭和重修法然上人全集』の誤字であると考えられる。

- 『昭和新修法然上人全集』四四三頁。
- 53 『黒谷上人燈録(和語)』三七九―三八〇頁。
- 54 梶村昇、曾田俊弘「新出『大徳寺本拾遺漢語灯録』について」(『浄土宗学研究』、一九九五年) 二十二号、八七頁。
- 55 浄全十三、六一―頁。
- 56 ここでの『拾遺漢語灯録』は、義山の改変が加えられていない、より古い形態を残す『拾遺漢語灯録』「大徳寺本」を用いた。この「大徳寺本」でも「滅」の字が見られる。
- 57 梶村昇、曾田俊弘前掲、八九頁。
- 58 この点については、永井氏も論及している。
- 59 永井隆生前掲、十四頁。
- 58 たとえば『醍醐本』の「別伝記」や「御臨終日記」は以下のように記している。
- 「法然上人、美作州人也。姓、漆間氏也。本國之本師、智鏡房^{山僧}上人十五歳、師云、非直人、欲登山。上人慈父云、我有敵登山之後、聞被打敵、可訪後世。」云。「浄土宗典籍研究」(資料編)、二二六頁。
- 「上人語弟子」云、我本在天竺、交声聞僧、常行、頭陀、其後來本國入天台宗、又勸念仏。「浄土宗典籍研究」(資料編)、二三〇頁。
- 59 『親鸞聖人真跡集成』卷五、二六七頁。
- 60 以下に「建久九年正月一日記」に相当する法然伝である『拾遺漢語灯録』と『法然上人伝記』(九卷伝)をあげた。
- 「三昧發得記第一」 黒谷自筆記
(中略)
- 建久九年正月一日記
一日從桃法橋教慶之許、帰後申、時計恒例正月七日恒例別時念佛始行之、一日明相少、現也、自例甚明云。(梶村昇、曾田俊弘「新出『大徳寺本拾遺漢語灯録』について」、七〇頁)
- 「上人三昧發得事」
上人行業年積。念佛功闌て。建久九年正月より此かた。極樂の莊嚴。化佛菩薩を拜給事。常にあり。彼三昧發得の次第は。自筆に記し置給へるを。生存の間に秘藏して。人にしられず。没後にやうやく流布する處也。高野の僧都明遍通世後號空阿彌陀佛披見して隨喜の涙をながされけり。彼自筆の記云。生年六十六。(『法然上人伝記』(九卷伝)、浄全十七、一三六頁)
- 61 永井隆生前掲、十四頁。
- 62 靈山勝海前掲、一九四頁。
- 63 『教行信証』に見る親鸞の法然に対する尊称は以下の通り。
「同日以御筆令書名之字畢。本師聖人今年七旬三御歳也。」(真聖全一、二〇二頁)
- 64 『浄土高僧和讃』に見る親鸞の法然に対する尊称は以下の通り。
「天竺 龍樹菩薩 天親菩薩
震旦 曇鸞和尚 道綽禪師 善導禪師
和朝 源信和尚 源空聖人」(真聖全三、五一五頁)
- 65 『親鸞聖人真跡集成』卷五、九頁。
- 66 『親鸞聖人真跡集成』卷五、二六七頁。
- 67 靈山勝海前掲、一九四頁。
- 68 清水谷正尊解説『西方指南抄』『影印高田古典』卷六、九九七頁
- 69 清水谷正尊前掲、九九六頁
- 70 『聞書』『影印高田古典』卷三、二二六頁。
- 71 小山氏は、曇鸞と羅什の順序が指示通り『聞書』では入れ替えられていることや親鸞に対する尊称が、その弟子の真仏と同じ「法師」では差異が認められないので、『聞書』で「上人」と変えていることなどを挙げています。
- 小山正文「続・親鸞と真宗絵伝」『初期真宗史料としての「御入滅日記」』(法藏館、二〇一三年) 一六八―一六九頁。
- 72 この「見聞」中の「上」から「聖」への修正については、「上」の

左側に中黒点のようなものが記されている。見せ消ちの符号のようにも見えるが、墨が滲んでしまっただけの見せ消ちであるかどうかの判断が難しい。しかし顕智の見せ消ちには、左側に小さな「。」の符号をつけ、右側に正しい文字を追筆する方法をとっており、『見聞』のように修正文字に傍線を引いて修正を行っていないなどの違いが見られる。

『聞書』『影印高田古典』巻三、二四五頁。

新光晴前掲、六六三～六六四頁。

73

曾田俊弘「恵雲（真宗高田派）の著者にみられる『法然上人伝記』「三心料簡事以下二十七法語」」（『仏教論叢』四二号、一九九八年）四六～五一頁。

キーワード

醍醐本『法然上人伝記』、顕智、『聞書』、専空、高田門徒